

鹿屋市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 39 号

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の任用に関する規則（平成18年鹿屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「確定後1年以上を経過した場合」を「確定した日の属する年度の翌年度の末日を経過した場合」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。